

県立中学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症等への対応

高校教育課

1 受検生本人が感染または濃厚接触者に特定された場合

受検生の状況		受検対応
A 感染症罹患者		受検できない ⇒ 調査書による選抜 (特例措置)
B 濃厚接触者	以下の項目に1つでも該当する場合 ①PCR検査で陰性が確認されていない (検査結果が判明していない場合も含む) ②37.5℃以上の発熱症状がみられる ③微熱, 咳, 鼻水等の症状がみられる	別室(濃厚接触者用)での受検
	以下の項目の全てに該当する場合 ①PCR検査で陰性が確認されている ②受検当日も無症状である ③公共交通機関を利用せずに検査会場まで行くことができる	

2 受検生本人が濃厚接触者ではない場合

受検生の状況		受検対応
C 発熱等の症状がある場合	インフルエンザ罹患者	別室(インフルエンザ用)での受検
	インフルエンザ様症状及び発熱, 咳, 鼻水等の症状がある者	別室(その他)での受検
D 発熱等の症状がない場合*		受検できる

※新型コロナウイルス感染症罹患者が確認された小学校において、「2 D」に該当する受検者に限って、小学校長から「新型コロナウイルス感染症に対する精神的不安」を理由に配慮申請があった当該中学校長は県教委員会教育長と協議の上、配慮することが妥当であることを認めた場合、該当する受検生の別室受検を認めることとする。

3 調査書による選抜（特例措置）又は別室受検の申請について

調査書による選抜（特例措置）又は別室での受検対応を必要とするときは、小学校長から中学校長へ配慮申請書（様式Ⅱ－３）を提出する。

（１）対象者

- A 感染症罹患者
- B 濃厚接触者
- C 発熱等の症状がある者
- D 発熱等の症状がない者のうち、新型コロナウイルス感染症の罹患者が確認された小学校において、小学校長が「新型コロナウイルス感染症に対する精神的不安」を理由に配慮申請する者
※新型コロナウイルス感染症以外の配慮申請については、「選抜要項」及び「募集要項」の「身体上のこと等で特に配慮を要する者及び海外帰国者の受検に係る措置について」を参照のこと。

（２）申請の手続

イ 前々日（１月７日（木））までの手続について

該当する受検生が在籍する小学校長は、できるだけ早い時期に出願する中学校長と電話等で連絡・調整の上、中学校長に受検上の配慮申請書（様式Ⅱ－３）により申請する。

ロ 前日（１月８日（金））以降の手続について

前日以降の対応については、上記イの対応が時間的に困難であるため、別添「適性検査前日から当日までの発熱症状対応フロー図」に沿って対応することとし、保護者と県立中学校が直接やりとりする。

- （イ）保護者は県立中学校長へ直接の電話連絡することにより申請する。
- （ロ）保護者は（イ）により申請した旨を在籍する小学校長へすみやかに電話で申し出る。
- （ハ）保護者から連絡を受けた小学校長はすみやかに出願した県立中学校長に受検上の配慮申請書（様式Ⅱ－３）を送付する。

4 円滑な県立中学校入学者選抜の実施に向けた対応

- 児童及び県立中学校教職員は、マスクの着用やうがい、手洗いの励行等、新型コロナウイルス感染症予防を徹底すること。
- 検温の結果については、前日から別添「体温報告書」に記録し、受検をする県立中学校に検査日当日に提出する。
- 受検の前から継続して発熱・咳等の症状がある場合は、あらかじめ医療機関を受診すること。
- 児童や県立中学校教職員に感染が確認された場合は、速やかに県教育委員会（高校教育課）に報告し、対応を協議することとする。
- 発熱、咳等がある県立中学校教職員は勤務を控え、速やかに医療機関を受診させる等、新型コロナウイルス感染症予防に万全を期すこととする。

5 その他

- 「受検上の配慮申請書（様式Ⅱ－３）」、「適性検査前日から当日までの発熱症状対応フロー図」、「体温報告書」については、高校教育課のホームページ（<https://www.pref.miyagi.jp/site/subjigyoku/kyo-r3senbatu.html>）からダウンロードすることができる。